

令和7年10月31日

旭川市の PPP/PFI 事業を促進します

～PFI 推進機構と旭川市が「連携に関する協定」を締結～

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「PFI 推進機構」）は、令和7年10月31日付けで、旭川市と「連携に関する協定」（以下「本協定」）を締結しました。

PPP (Public Private Partnership) は、民間の力を公的サービスに有効活用する官民連携手法であり、そのうち PFI (Private Finance Initiative) は、PFI 法^{注1)}に基づく事業（民間資金等活用事業）で、現在までに全国で1,150件余の活用実績があります。

この度、旭川市における公共施設等の整備・維持・運営等に関し、旭川市と PFI 推進機構の官民連携支援センター^{注2)}が連携して民間資金、経営能力及び技術的能力を活用した、効果的かつ効果的な取組を促進することを目的として、「連携に関する協定」を締結しました。

【主な連携事項】

- (1) PPP/PFI の検討、運用に関すること
- (2) PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の運用に関すること
- (3) 公有地等の活用にかかる基本構想又は基本計画の策定に関すること
- (4) PFI 導入検討にかかる簡易な導入可能性調査に関すること
- (5) 民間事業者へのサウンディング調査に関すること
- (6) その他、本協定の目的の達成に資すること

本協定は、PFI 推進機構が締結する連携協定として5件目（うち金融機関3件、地方公共団体2件）となります。

PFI 推進機構は、本協定を通じた旭川市内における事業の推進に加え、今後、同様の協定を全国の金融機関や地方公共団体等と締結することを通じて、多様化・複雑化する地域課題・社会課題の解決や、そのための PPP/PFI の更なる推進へ向け、川上から川下まで一層積極的に貢献してまいります。

注1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

注2) 令和6年5月に、官民連携を検討する自治体等を内閣府等と連携して支援することを目的に PFI 推進機構内に設置された部署

【お問い合わせ先】

株式会社民間資金等活用事業推進機構
電話番号：03-6256-0071（代表）
メールアドレス：info@pfipcj.co.jp